

令和 8 年第 4 回市議会（定例会）  
付 議 案 件 綴

（その 1 7）

堺 市 議 会



# 目 次

|              | 頁                                                     |
|--------------|-------------------------------------------------------|
| 議員提出議案第 16 号 | 化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書…………… 3                         |
| 議員提出議案第 17 号 | 「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化<br>及び防災体制の抜本的強化を求める意見書…………… 4 |
| 議員提出議案第 18 号 | ゲノム編集技術で作られた種苗・農林水産物・食品の<br>表示の在り方の検討を求める意見書…………… 7   |
| 議員提出議案第 19 号 | 急性期病床の削減方針の撤回と地域医療体制の拡充を<br>求める意見書…………… 11            |



令和8年9月18日

堺市議会議長  
長谷川 俊 英 様

提 出 者

堺市議会議員  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

大 西 公 彦  
洸 上 猛 志  
藤 本 憲 一  
広 田 新 史  
西 堀 哲 次  
小 堀 清 治  
大 西 耕 二  
大 林 健 子  
宮 本 恵 守  
吉 川

堺市議会議員  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同  
同

兼 城 剛  
乾 友 美  
小 野 伸 也  
上 田 勝 人  
木 畑 匡  
藤 本 幸 子  
田 代 優 子  
田 洸 和 夫  
吉 川 敏 文

## 議 案 の 提 出 に つ い て

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第16号 化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

議員提出議案第17号 「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化及び防災体制の  
抜本的強化を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 化学物質過敏症に関する対策強化を求める意見書

化学物質過敏症（MCS）は、日常生活の中で使用される家庭用品や建築材料、農薬、化粧品、柔軟剤等に含まれる微量の化学物質に反応し、頭痛や全身倦怠感、呼吸困難など多様な身体症状が生じる疾患である。

現在、厚生労働省の傷病名コードに登録されているものの、発症メカニズムの未解明な部分が多く、客観的な診断基準や専門的治療を行える医療機関が極めて少ないのが現状である。特に近年では、人工的な香料等によるいわゆる「香害」をきっかけに発症・重症化する事例が相次いでおり、家庭や職場、学校、公共施設等での不理解から、就労・就学の断念や不登校、社会的隔離へと追い込まれる患者が絶えない。化学物質過敏症は誰もが突然発症し得る疾患であり、当事者の経済的不安定や精神的孤立を防ぐ支援策の確立は一刻の猶予も許されない。

よって、政府においては、令和6年4月に施行された改正障害者差別解消法の趣旨も踏まえ、化学物質過敏症患者の生命と暮らしを守り、社会全体の化学物質リスク管理を高めるため、以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

### 記

#### 1. 全国的な疫学調査・実態調査の実施

全国における化学物質過敏症の患者数や発症要因、生活・就労・就学上の不利益の実態を正確に把握するための大規模な調査を実施すること。

#### 2. 客観的診断基準の確立と専門医療体制の整備

標準的な診断基準や診療ガイドラインの整備・普及を進めるとともに、各都道府県における専門外来の開設支援や一般の医療機関における知識・対応力の向上を図ること。

#### 3. 公共施設や学校等における環境対策と「香害」啓発の推進

学校、児童福祉施設、医療機関、公共施設等における室内空気環境の安全確保（化学物質低減対策）を推進すること。また、人工香料等による体調不良への配慮について、省庁連携によるさらなる周知・普及啓発を展開すること。

#### 4. 就労・就学現場における「合理的配慮」の提供徹底と環境整備

改正障害者差別解消法に基づき、職場や学校において個別の状況に応じた室内環境の整備、在宅勤務・オンライン授業の導入など、適切に合理的配慮がなされるよう事業者及び教育機関等への指導・ガイドライン作成を推進すること。

#### 5. 総合的な相談支援体制の構築と社会的理解の促進

患者や家族が抱える苦痛や社会的孤立を防止するため、自治体の保健所や福祉窓口等における専門的相談体制を強化するとともに、国民への正しい知識の普及を図ること。

#### 6. 発症メカニズム解明及び治療法確立への研究支援強化

発症・解毒メカニズムの解明やバイオマーカー（客観的指標）の開発、治療法・予防法の開発に向けた研究に対する財政的・専門的支援を大幅に拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月25日

堺市議会

|        |    |
|--------|----|
| 内閣総理大臣 | 各宛 |
| 総務大臣   |    |
| 文部科学大臣 |    |
| 厚生労働大臣 |    |
| 経済産業大臣 |    |
| 環境大臣   |    |

## 「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化及び 防災体制の抜本的強化を求める意見書

本年 7 月に「防災庁設置法」が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っている。

一方で、本年 7 月 28 日に発生した「令和 8 年熊本地震」では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化及び支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、政府においては、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

### 記

1. 猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策  
改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔な「トイレカー」の適所への迅速な配置及び下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。
2. 災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣  
猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWT（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。
3. 被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化  
マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑に繋ぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。
4. ガソリン等緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立  
被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動及び住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速に配給できる緊急供給スキームを構築すること。
5. 複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底  
地震後の余震や降雨に伴う土砂災害、火山の溶岩ドーム崩落や斜面剥離等による二次災害を防ぐため、地殻変動・斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避難体制の強化を図ること。
6. 「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」の継続と計画的財源の確保  
老朽化するインフラの整備、学校等の避難所となる公共施設の耐震化・防災機能強化推進のため、「5 か年加速化対策」終了後も継続的・計画的な事業推進と必要な財政措置を確実に講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 9 月 25 日

堺 市 議 会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣  
( 防 災 )

各宛

令和8年9月18日

堺市議会議長  
長谷川 俊 英 様

提 出 者

|        |   |   |   |   |
|--------|---|---|---|---|
| 堺市議会議員 | 湊 | 上 | 猛 | 志 |
| 同      | 藤 | 本 |   | 憲 |
| 同      | 木 | 畑 |   | 匡 |
| 同      | 藤 | 本 | 幸 | 子 |

|        |   |   |   |
|--------|---|---|---|
| 堺市議会議員 | 乾 | 友 | 美 |
| 同      | 西 | 哲 | 史 |
| 同      | 小 | 堀 | 清 |
| 同      | 吉 | 川 | 守 |

## 議 案 の 提 出 に つ い て

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第18号 ゲノム編集技術で作られた種苗・農林水産物・食品の表示の在り方の  
検討を求める意見書

### 理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## ゲノム編集技術で作られた種苗・農林水産物・食品の 表示の在り方の検討を求める意見書

ゲノム編集技術を応用した食品については、令和元年より届出制度の運用が開始され、消費者庁の公表資料（令和8年7月時点）によれば、これまでに15件が届け出られ、うちトマト、マダイ、トラフグ、ヒラメの4品目が上市されている。残りの届出品は上市時期が未定とされているが、上市の可否及び時期は事業者の判断に委ねられており、既に上市されている可能性も否定できない。

国はゲノム編集食品について、最終製品からの検知が技術的に困難であること等を理由に、食品表示法に基づく表示義務を課しておらず、消費者が使用の有無を確認した上で選択する機会が十分に確保されていない状況にある。しかしながら、ゲノム編集技術応用食品については任意の届出制度が設けられており、開発・生産段階において事業者自身はその利用の有無を把握していることから、生産から流通に至る過程で情報を記録・伝達するトレーサビリティの手法によれば、最終製品の検知に依らずとも表示の実効性を確保することは可能である。消費者基本法においても、消費者は商品に関する正確かつ十分な情報を得る権利及び自主的な選択の機会を有するとされており、こうした権利の保障の観点からも、表示制度の充実が求められている。

本市においては、学校給食及び保育所給食の実施主体として、児童・園児に提供する食材の情報を把握し、保護者に対して必要な情報を提供する責任を負っている。表示制度が整わない現状では、給食調達段階においてゲノム編集食品の使用有無を確認すること自体が困難であり、給食における情報提供という本市の行政責任の履行に支障を来しかねない。

また、大阪府知事の認証制度である「大阪エコ農産物」は、遺伝子組み換えをしていないことを認証条件の一つとしている。本市内で栽培・収穫された農産物のうち、この認証を受けたものは「泉州さかい育ち」として出荷されており、地域の生産者はこれを通じて、生産方法に関する情報を消費者に伝え、地場農産物の付加価値を高める取り組みを進めている。しかしながら、ゲノム編集技術を利用した種苗や農林水産物、食品は、外来遺伝子を含まない場合には法制度上「遺伝子組み換え食品」に該当せず、表示義務も課されないため、本市域内の農産物においても、ゲノム編集技術の利用有無を的確に把握・反映することが困難な状況にある。国による表示制度の整備が進まなければ、本市の生産者が生産履歴管理を通じて築いてきた消費者からの信頼の実効性そのものが損なわれかねない。

よって、国におかれては、下記事項について早急に対応されるよう強く要望する。

### 記

1. 消費者の自主的かつ合理的な選択に資するよう、ゲノム編集技術の利用に関する実効的な情報提供・表示制度の在り方について検討を進めること。
2. 学校給食・保育所給食における食材調達に資するよう、ゲノム編集食品の流通・表示に関する情報を地方自治体が容易に確認できる仕組みを整備すること。
3. 事業者の負担にも配慮しつつ、生産から流通・加工までゲノム編集技術の利用に関する情報を適切に伝達・確認できる仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月25日

堺市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
内閣府特命担当大臣  
(消費者及び食品安全)

各宛



令和8年9月18日

堺市議会議長  
長谷川 俊 英 様

提 出 者

堺市議会議員  
同

乾 友 美  
藤 本 幸 子

堺市議会議員

藤 本 憲

## 議 案 の 提 出 に つ い て

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第19号 急性期病床の削減方針の撤回と地域医療体制の拡充を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 急性期病床の削減方針の撤回と地域医療体制の拡充を求める意見書

2025年の医療法改定により都道府県に策定が義務づけられた新「地域医療構想」は、国が高齢化のピークとしている2040年に向けて、自治体に地域医療の再編・集約化を行わせようとするものである。2025年に期限を迎えた旧「地域医療構想」は、高度急性期・急性期病床を2015年度からの10年間で23万床減らすという目標をかかげ、自治体に病床削減を迫った。政府・厚生労働省は、2019年9月に「再編統合について議論が必要」な病院として全国424の公立・公的病院を名指しする「リスト」も提示し、医療体制の縮小を強力に推し進めようとしたが、住民や自治体の反発もあるなか、実際の高度急性期・急性期病床の削減は10万床程度にとどまった。

2040年に向けた新「構想」は、旧「構想」で「回復期」と区分されたりハビリなどを担う病床に、これまでは「急性期」とされていた、肺炎や骨折などで救急搬送される高齢者に対応する機能も合わせ持たせた「包括期」という新たな分類を導入した。急性期病床とされてきた病床の多くが包括期病床に転換するという想定のもと、現在50万床ある急性期病床を、2040年時点には24万床に半減させることを試算している。

しかし、命の危機に直面する市民を素早く受け入れる医療の現場において、大幅な急性期病床削減を行うことは、地域住民の命と健康を直接脅かす重大な懸念をはらんでいる。また、既に、余力のない医療提供体制は、感染症のパンデミックや大規模災害などの緊急事態において極めて脆弱であることが明らかとなっている。

国民の安心・安全な生活の基盤となるのは、必要な時に適切な医療を受けられる体制の維持・確保である。単なる社会保障費の抑制や医療費の削減を目的に救急・急性期病床を削減することは容認できない。

よって、本市議会は、国に対して、下記事項について速やかに取り組むよう強く要請する。

### 記

1. 急性期病床の大幅削減方針を白紙撤回し、現場の実情に合わせた医療体制を確保すること。
2. 感染症パンデミックや大規模災害の発生に備え、医療提供体制に十分な余力（予備能力）を保持できるようにすること。
3. 医療機関の経営安定化と医療従事者の処遇改善を図り、持続可能な救急医療体制の構築を強力に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年9月25日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

└─各宛



令和 8 年第 4 回市議会(定例会)付議案件綴(その 1 7)

---

令和 8 年 9 月 発行

編集・発行 堺 市 議 会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL 0 7 2 - 2 3 3 - 1 1 0 1

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

---

|                          |
|--------------------------|
| 堺市配架資料番号<br>1-B2-26-0049 |
|--------------------------|